

令和3年白浜町議会第4回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和3年12月17日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において 9 時 58 分 開会した。

1. 開 議 令和3年12月17日 10 時 00 分

1. 閉 議 令和3年12月17日 14 時 07 分

1. 散 会 令和3年12月17日 14 時 07 分

1. 議員定数 14名 欠員 1名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1 番	堀	匠	2 番	楠	本	隆	典
3 番	廣	畑	敏	雄	4 番	西	尾
5 番	正	木	秀	男	6 番	南	勝
7 番	小	森	一	典	8 番		
9 番	辻	成	紀		10 番	松	田
11 番	溝	口	耕	太郎	12 番	長	野
13 番	堅	田	府	利	14 番	水	上

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 濱 口 伊佐夫 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 澗	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	豊 田	昭 裕			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総 務 課 長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	中本敏也	住民保健課長	泉芳明
生活環境課長	廣畑康雄	観光課長	寺脇孝男
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	清水寿重
地域防災課長	木村晋	会計管理者	玉置孔一
消防長	久保道典		
教育委員会			
教育次長	榎本崇広	総務課副課長	山口和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

追加日程第2 議案第99号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第8号）議定について

1. 会議に付した事件

日程第1、追加日程第2

1. 会議の経過

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和3年第4回定例会3日目を開会します。

ただいまの出席議員は13名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は、一般質問4名を予定しています。

本日で、一般質問を終結したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

（1）日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可してまいります。

通告順5番、3番廣畑君の一般質問を許可します。

3番廣畑君の質問は、分割方式です。

通告質問時間は、60分でございます。

質問事項は、1つとして、高齢者福祉の前進のために補聴器の補助を、2つとして、町営住宅の整備点検と空き家の撤去について、3つとして、国保の均等割の子どもの半額助成を、4つとして、原油値上がりの対応等について、5つとして、ジャンボタニシの被害と駆除についてであります。

初めに、高齢者福祉の前進のために補聴器の補助をの質問を許可します。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

おはようございます。2日目の最初ということでよろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、高齢者福祉の前進のために補聴器の補助をこういうテーマで質問をいたしたいと思います。

この頃、人の話がよく聞こえない、これはこの頃ではなしに過去からそういうことがあったと思います。また、こちらから話しかけても聞こえていない、あるいは自分に話しかけられていると思っていない、そういう方がおられます。また、そういう人が、こういうことだけれどもしゃべりかけても話をしてくれんよというふうなことも見受けられます。その方にとったら聞こえないから、分からないから、自分に話しかけられやるというふうなことが分かりません。こういうふうなことであります。自分も高齢者に、65歳を過ぎまして70歳までもうちょっとかなというふうな年になりました。私どもも問い返したり、2回、3回言われても何を言やるのかと、もう一遍質問を促すというふうなこともあります。

老人福祉法によりますと、老人は多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。老人は老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、または、その知識と経験を活用して社会的活動に参加するよう努めるものとする。老人はその希望と能力とに応じ適当な仕事に従事する機会、そのほか社会活動に参加する機会を与えられるものとする。こうしたことは、もう随分前に制定された老人福祉法の基本理念であります。

さて、聴覚障害の等級と判断基準について、また、障害者手帳の取得によって、補聴器の購入や修理の補助について、どのようになっていますか。また、こうした法の理念に照らし、さらに「白浜町第8期介護保険事業計画及び老人福祉計画」にもこのような高齢者の実態がございます。

第2章高齢者を取り巻く現状と課題、1節高齢者を取り巻く現状について、(3) 高齢化率の推移では、白浜町の高齢化率は37.1ポイント、県は全県的には32.0ポイント、田辺・西牟婁は32.7ポイントとなっており、県や田辺・西牟婁圏域と比較すると4ポイントから5ポイント程度高い割合で推移しています。昨日ですか、同僚議員の誰かの質問の中

で、答弁されておったと思うんですけども、また町長の答弁だったかな、記憶が定かではないんですが、町もかなり高齢化率が4割を超えたというふうなことをお聞きしました。年々こういうふうなことが起こって推移しているのだというふうに思います。

この計画を策定するための利用者の調査結果。3節アンケート調査から見る白浜町の現状の(3)介護が必要になった主な原因では、居住区別に見る介護が必要になった原因の中、骨折、転倒、心臓病などに続いて、視覚、聴覚障害が10.7ポイントとして第4位に位置づけられています。

こうした調査の実態を見るならば、法の理念も併せて、高齢者の社会性を高め、ひきこもりがちにならずに、人とコミュニケーションを図るために、補聴器の装着を勧めるとともに購入に補助をすること、これは理にかなっていると考えerわけであります。介護保険の調査のアンケート調査の割合は対象者に対して大体1割程度というふうなことで、記述がございました。こうした高額な補聴器への補助にぜひ取り組んでいただきたい。

また、特に障害者手帳の取得について、加齢による難聴の高齢者への取得申請についても、どのように広報をされておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、廣畑議員より、高齢者福祉の前進のために補聴器の補助についてご質問いただきました。

白浜町では、補聴器の購入補助に関しては、現在のところ、障害者総合支援法に定める補装具費支給制度により、難聴者として障害者手帳が交付された方が対象となります。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

○議 長

番外 民生課長 中本君（登壇）

○番 外（民生課長）

白浜町の現状について、ご説明いたします。

白浜町では、難聴者として6級以上の障害者手帳が交付された方を対象として、補聴器の購入補助をしております。

先に聴覚障害の等級と判断基準につきまして、ご説明いたします。

聴覚障害に対する身体障害者手帳における等級は、最も重度な2級から最も軽度な6級まで分かれており、2級では、両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のものとされています。100デシベルといいますと、叫び声が聞き取れないレベルとされています。また、6級では、両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの、または片方の耳が90デシベル以上でもう片方の聴力レベルが50デシベル以上のものとされています。70デシベルですと、大声での会話がどうにかできるレベルです。

次に、身体障害者手帳取得による補聴器の購入や修理についてでございますが、補装具費支給制度を活用していただいております。補装具費支給制度は、所得に応じ補装具の購入や修理の際の自己負担額が軽減されるものでございます。

加齢による難聴での身体障害者手帳の取得につきましては、広報としましては十分できているとは言えないのが現状でありますので、ホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えています。

ただ、相談をいただいた際には、障害者手帳が交付された方に補助がある旨、説明をさせていただいておりますし、耳鼻科を受診されて医師より手帳を勧められ、申請に来られるケースも多くなっております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問を許可いたします。

○議 長

3 番 廣畑君（登壇）

○3 番

それでは、再質問をいたします。

今の答弁の中でも70デシベルの話がありました。この70デシベルというのは、はたへ来て大声で言わなんだら分らん、そういう検査です。やっぱり障害者手帳の6級を取得できる両耳聴力が70デシベル以上の音しか聞くことができない高度の難聴の方というふうになるわけなんです、そうすると、中度や軽度の難聴の方、中等度であるいは軽度でも難聴の方は障害者手帳を取得できないというふうなことになるんです。

そこで、自然と補聴器の購入へと気持ちが働いていく。全員が全員そういうふうなことではないわけなんです、新聞広告とかチラシ、割安な補聴器とか集音機も見かけます。集音機を買って雑音などが入り、集音機の場合は雑音を取り除くとかそんなのはないので、使えないと、きちんと理解ができないというふうなことがございます。補聴器を買ってそれで終わりやというふうなことではなくて、耳鼻科などでの様々な検査とか、それから調整、カウンセリングや例えば雑音が入ったり、自分の特性に合わない音が入ったりすると、それを調整する、そういうことが求められるんです。メンテナンス、カウンセリングや定期的なメンテナンスが必要となります。さらに補聴器は高額で保険が適用されないというふうなことです、購入者にとっては重い負担となるわけです。

補装具制度の対象とならんというふうなことですが、こうした高齢者の補聴器購入に対し一定の補助、これをしていただきたいというふうに思うんですが、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

ただいま、議員より、中度、軽度の難聴の高齢者への補聴器の購入に対する一定の補助について、ご提案をいただきました。

日本聴覚医学会による分類では、聴力レベルが25デシベル以上40デシベル未満を軽度難聴、40デシベル以上70デシベル未満を中等度難聴と定義されており、どちらもケースによっては補聴器の適応となるとされています。

これらの方に対して一定の補助を行うとなりますと、予算が伴うこととなりますが、現時点において白浜町内に軽度及び中等度の難聴者がどの程度おられ、そのうち補聴器が適応と

なる方がどのくらいおられるのか把握するすべがございません。また、老人福祉法の理念に基づくものであれば、難聴の方だけでなく、視覚や肢体の不自由な方など身体障害者手帳の対象とならない方への支援も同様に検討が必要となってくるものと考えます。

そのため、制度化するにはもう少し慎重な議論が必要であると考えますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再々質問ございませんか。

○議 長

3 番 廣畑君（登壇）

○3 番

最後になりますけれども、軽度、中度でない65歳以上の方、あるいは65歳になっていなくても、いろんな方が様々おられるわけです。私は眼鏡を最近何年か前に購入しました。この眼鏡は一万数千円、2万円も出せばあるんです。二重に見えたり三重に見えたりしてきてこれを購入したんですけれども、それから老眼鏡などもあります。一万三千円、五千円、そういったところで目に合わせてレンズだけが主で、あとの縁はお金のある人はいろいろなべっ甲とかいろいろあると思うんですけれども、そういうふうなことです。目の障害は医療でいくと思うんですけれども。今年私もひざを痛めて、整形外科にかかりました。その整形外科にかかって、私はO脚なので装具をつけました。2万円ほど要って、後で保険の係に行つて補助をしていただいたんですが、自己負担は少なくて済んだんです。

それからそういう実態があるというふうなことです。毎年の町と町民の命と暮らしを守る実行委員会との懇談会で、ここ3年ほどこうした補聴器の補助の問題、要望があつてそれに対する町の回答もあるんですが、先ほどの答弁と同じようなことでここ3年ほど経過しております。

やっぱり真剣にもうちょっと答えてほしいのと、私自身も聞こえにくくなってきたので、調整をして、それでいろいろらん音を取ったり、カウンセリングをしてもらったりしながら調整をしておるんですが、やっぱりこうしたことをもうちょっと検討していただきたいと思います。

それから、補助制度の議論でございますが、議論のときによく言われる近隣の町村、あるいは自治体の様子を見ながらというふうなことを言われますけれども、すさみ町では今議会で来年度より補助制度の創設、これが決まった、当局が明言したということであります。近隣ではそういうふうにする中ということも考慮に入れていただきたい。

補聴器というのは語音聴力測定、言葉の聞き取りによって、個人の聞こえ方に合わせた細やかな対応が必要とする管理医療機器であります。国際標準も取るんですが、補聴器は高額です。購入者にとっては重い負担となっています。先ほどの私が言うた眼鏡とか装具の10倍もするわけです。ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、答弁の中に、法の理念の捉え方については、私と当局との考え方は全然違います。同意できないということであります。

加齢性の難聴、これは認知症やうつ病の発症につながり、要介護状態に陥る、至るリスクも高い、このように言われています。人とコミュニケーションを取るのに重要な役割の聴覚

の聞こえにくさ、何を言っているか分からない、発言もできない、自然と人としやべりたくなってくる、人との交流がしたくなくなる、しなくなっていく。こういう状況を思い描いてみていただけませんか。こうした中度、軽度の難聴者の思いに応じて、議論の基となる研究資料の収集、そして研究、早い議論をしていただきたい。このことを重ねて強く申し述べて、提言としたいと思います。

この項については、これで終わります。

○議 長

以上で、高齢者福祉の前進のために補聴器の補助をの質問は終わりました。

次に、町営住宅の整備点検と空き家の撤去についての質問を許可します。

○議 長

3 番 廣畑君（登壇）

○3 番

それでは、2つ目の町営住宅の整備点検と空き家の撤去についてお尋ねします。

昭和40年代に建設された西越地域の町営住宅、前後して雇用促進住宅や警察官舎が建設され、若い世代が移り住み、子供たちも増えて、白浜町の一大住宅地となりました。

今、雇用促進住宅は耐震化の後、民間に移行して、警察官舎は住民がいらないのか駐車場も閉鎖されています。また、町営住宅は50年以上経過した2階建てや平屋があり、老朽化も進んでいます。耐震化は終わっています。また、各部屋の間取りなど、50有余年の当時の設計と今日の公営住宅の設計が違うのは当たり前と思いますが、現在住まわれている高齢の方々は、若年や中壮年の時期に住まわれている方が多いと推察をいたします。

さて、平成29年3月に策定された「白浜町公共施設等総合管理計画」では、課題の把握と長期的な視点で、公共施設等の適正配置と有効活用、財政負担の軽減、平準化、持続可能なまちづくりの実現、としています。その第2章の6、公共施設等の管理に関する基本的な考え方の中、(1)点検・診断等、(2)維持管理・修繕、(3)安全確保と記述されていますが、「危険性が認められる施設については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や住民の安心・安全を考慮し、解体、除去等の検討を進めます」とあります。第3章の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針(9)公営住宅では、「今後、更新が必要な施設が徐々に増加することが見込まれています。長寿命化など既存施設の維持管理費を低減・平準化させる工夫と、必要性の検討が必要です」と記述されています。

お尋ねします。

長寿命化の方向でこの西越地域の町営住宅をどのようにされるのか。耐震補強はなされているのか。この間の震度4の地震はしばらくぶりでしたが、次の行動を考えながら収まるのを待ちました。私の家も町の耐震化補助金を頂き補強をしていますけれども、比較的揺れが長く感じたので冷や冷やいたしました。トイレのくみ取り口の蓋のひびや臭気抜きやそのファン、またその配線など、外からの目視でも十分観察できます。今住んでいる方たちの話を聞いて対応していただきたい。また、住宅内の急傾斜の階段など高齢者には大変だと思います。

参考としまして、先ほども言いましたが、「白浜町第8期介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定」に当たってのアンケートの(7)介護予防に関して関心のある事項では、転倒・骨折予防が75歳以上の方の48ポイントと半数に迫り、認知症予防が33.3ポイント、

筋トレなど運動能力の向上が３４．４ポイント、このように続きます。こうした町のアンケートの回答の現場がこの町営住宅の住人に最も表れている、その１つだというふうに思います。

この間の地震の折、県営住宅には県の職員が駆けつけて住民に様子を確認していたということであります。聞いた話です。地震の後の調査はどのくらいされたか分かりませんが、経年劣化の町営住宅に住まわれている方々を、係だけに任せるのではなく、訪問する体制はどうでしたか。要望や苦情を待つのではなく、出かけて保守点検することも必要だと思います。

体調が優れなくなったとき、２階での就寝がでにくいとき、心身の状態などに応じて公募する前の住宅に移れるようになりませんか。

また、町内、これは西越住宅のことではありませんけど、町内全体のことになりますが、町内空き家の倒壊寸前の棟などの撤去が、再三にわたる住民要望やそれを受けた町の取組がなされていますが、持ち主などとの交渉経過や町内全般の実態はいかがですか、お尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

廣畑議員より、西越地域の町営住宅の整備と点検及び空家対策の進捗についてご質問いただきました。

西越地域の町営住宅は昭和４２年に１０戸、昭和４３年に２０戸、昭和４４年に１２戸、昭和４９年に１２戸、合計５４戸が建設されております。建設後５０年以上が経過した住宅であり、老朽化も進んでいることから、現在は政策空家として新規募集は行わず、今後は、平成２６年３月に策定した「白浜町営住宅長寿命化計画」に基づき検討していきたいと考えております。

次に、空き家の撤去等についてのご質問ですが、空き家対策は全国的にも問題となっており、白浜町においても平成２８年度に実施した空家実態調査で不良空き家と判定された空き家が多数存在しております。現在も所有者の方々に適正な整備をしていただくよう書面による通知や訪問をさせていただくなどの取組を行っています。

先日も、長年にわたり整備のお願いをしてきた倒壊の危険性が高かった不良空き家について、ようやく所有者の理解等を得られ、撤去していただいた事例もございますので、今後も空家対策に向け根気強く所有者等関係者に対応いただけるよう取り組んでまいります。

なお、西越地域の町営住宅に関する詳細につきましては、担当課長よりご答弁させます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君（登壇）

○番 外（建設課長）

私のほうから西越町営住宅の詳細につきまして、お答えいたします。

まず長寿命化の方向で西越地域の町営住宅をどのようにされるのかとのご質問についてご説明させていただきます。

平成２６年３月に策定されました「白浜町営住宅長寿命化計画」では、西越４２団地、４

3団地、44団地、49団地につきましては建て替えの方針となっておりますが、公営住宅は、住宅に困窮する低所得者等に低廉な家賃で住宅を提供するために整備された住宅であり、町内にご 있습니다ほかの公営住宅や民間の賃貸住宅の入居状況等を鑑みまして、今後のニーズに沿った整備を検討していきたいと考えてございます。

次に、修繕等に関しまして、今住んでいる方たちの話を聞いて対応してくださいというご質問をいただきました。建設課が管理する町営住宅の修繕につきましては、基本的に入居者の方々からの申出等によって、現場で状況確認をさせていただきまして、町で修繕するもの、また、入居者の方々に修繕していただくものというところを判断いたしまして、適宜実施させていただいてございます。

今後、住宅を訪問した際には損傷等がないか点検を実施いたしまして、入居者の方々ともコミュニケーションを取って対応してまいりたいと思っております。

次に、先日12月3日の地震による訪問体制というご質問についてですが、地震後、建設課といたしましては、特に町営住宅だけというところを確認するという体制は取ってございませんが、地震や津波情報等を確認の上、私どもは緊急輸送路であるとか主要道路、また町の中のパトロールを実施しまして町の被害状況の確認を行いましたところ、建設課所管の施設に関しまして幸い被害はございませんでした。また、住民からも道路、河川、町営住宅等に関します被害通報もございませんでした。

続きまして、体調が優れなくなったとき、2階での就寝ができにくいとき、心身の状態などに応じて公募する前の住宅に移れないかというご質問ですが、さきにもお答えさせていただきしましたように、住宅に困窮する低所得者等に低廉な家賃で住宅を提供するために整備された公営住宅というものでありますので、福祉住宅として整備を行ったものではございません。

西越団地のように1戸が2階建てとなっているような町営住宅に入居されている方々につきましては、そのときの体調に応じて就寝場所を1階に変えていただくなど、入居者の方々に工夫していただくということも考えてございすし、また別の事情がある場合には、個別相談もさせていただくケースがございますので、建設課のほうへお問い合わせいただければというふうに考えてございます。

私のほうからは以上です。よろしくお願いいたします。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

答弁をいただきました。公営住宅の法律が基になっておるといふようなことで、高齢になった場合には横すべりは、新しいところへ行くといふようなことはできんといふようなことであります。高齢の入居者などは、高齢化に伴い改善要望などを言いにくいといふようなこともあると思います。もちろん家賃のこともあるので、いろいろなことがあるわけなんです、そうした高齢者の方の動静なども把握しながら、福祉部門などとも連携をしていただきたいと思います。

それから今後の公営住宅整備、町営住宅の整備、見直しなどに当たっては、既存住宅の福祉住宅、あるいは若者向け住宅などへの転用ができないかなど、できることがあればいろいろ考えていって、数を少なくするのであれば、そうしたことも計画の中、方針の中へ入れていただいて、対応していただきたい。このように思います。このことを提言して、この質問を終わります。

○議 長

以上で、町営住宅の整備点検と空き家の撤去についての質問は終わりました。

次に、国保の均等割の子どもの半額助成をの質問を許可します。

○議 長

3 番 廣畑君（登壇）

○3 番

それでは、国保の均等割の子どもの半額助成をということで、質問いたします。

国保は所得割、平等割、均等割、そして資産割と、自営業者や農業、漁業者などが加入をしてございます。中でも均等割は、生まれたばかりの赤ちゃんから働いていない子供たちまで課税されます。

さてここでお聞きしますと、令和4年度から未就学児の均等割を軽減する、子供たちへの課税を軽減する国の制度が始まるとお聞きしてございます。国保該当の未就学児は町内で何人いますか。そしてこうした子供たちを看護して育てる保護者に子育て支援という観点から、税の負担を免除することが必要だと思います。このことについてお尋ねいたします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

廣畑議員から、国民健康保険税の均等割の子どもの半額助成についてご質問をいただきました。

令和3年4月現在、国民健康保険税に該当する未就学児は約100人となっております。

廣畑議員がおっしゃるように、令和4年度から、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、国保制度において子供の均等割保険税を軽減することが決まっております。当町におきましても来年の第1回定例会で、未就学児に係る均等割保険税について5割を公費により減額する「白浜町国民健康保険税条例の一部改正について」の条例を上程し、可決されれば、令和4年4月1日から施行する予定としております。

また、現行制度では、所得が一定基準以下の世帯の均等割、平等割の7割、5割、2割を軽減する措置があり、被保険者の負担軽減が図られているところであります。

現在のところ、これとは別に独自に未就学児に係る均等割を軽減するということは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

○議 長

○3 番

いろいろ思うこともあるんですが、国保が高いのは組合健康保険などと違って、事業主負担がないということでもあります。皆さん御存じのように、過去にはそれに代わる国が50%負担していた、これが25%となってしまったというふうなことであります。

このたびの国の未就学児に対する税の半額負担は、国民の全国的な運動の成果、このように私は考えております。そうした上に立って、町として、子育て世帯を応援する、今、町長はそういう考えはないというふうに言われましたけれども、残りの2分の1の部分、未就学児の残りの2分の1の部分の軽減する、こうしたことに取り組んでいただきたい。重ねて言いたいわけなんです、まずこのことを申し述べて、2分の1の2分の1なので4分の1というふうなことになるわけです。もちろん軽減は2割、5割、7割ですか、こうした軽減も今もございませうけれども、こうした家庭についても国が半分負担をするということになるんですが、さらにやはり町として、ぜひ一度考えていただきたいと、やり取りはしませんが、こうしたことを申し述べて、この国保のことについては終わりたいと思います。

○議 長

以上で、国保の均等割の子どもの半額助成をの質問は終わります。

次に、原油値上がりの対応等についての質問を許可します。

○議 長

○3 番

それでは、原油値上がりの対応等についてというふうなことで、質問をさせていただきます。

この間、政府は備蓄原油を放出しましたが、ガソリンや灯油などが値上がりしています。北国では、この冬の生活が大変厳しいというふうなことで、報道では食料よりも灯油の支援をと、このように訴える方もおられます。

12月7日の全国知事会は農林水産大臣に対して、原油の高騰を受けて、価格の補填対象の割合を引き上げるよう要請したとのことでありました。コロナ対策の「コロナ克服、新時代開拓のための経済対策」で、重油代の支援を施設園芸農家などに実施できないか。また、総務省も自治体の独自補助に特別交付税措置率2分の1とのことでありますけれども、生活困窮者の灯油購入費等の助成や、社会福祉施設に対する暖房費高騰分の助成、漁業者等に対する燃油高騰分の助成などとのことであります。こうしたことについて、お伺いします。いかがですか。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

○番 外（町 長）

コロナ克服、新時代開拓のための経済対策を活用した原油値上がりの対応等についてのご質問をいただきました。

この経済対策は、新型コロナウイルス感染症対応に万全を期すとともに、新しい資本主義

を起動させ、成長と分配の好循環を実現するため、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」「ウイズコロナ下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底」「未来社会を切り拓く新しい資本主義の起動」「国民の安全・安心の確保」の4つを柱として、さきの11月9日に閣議決定されたものであります。

ご質問の施設園芸農家への重油代支援の財源として活用することも可能だと思っておりますが、ご提言いただきました生活困窮者の灯油購入費等の助成や、社会福祉施設に対する暖房費高騰分の助成、漁業者等に対する燃油高騰分の助成なども含めた、感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活、暮らしの支援や、安全・安心を確保した社会経済活動の再開をはじめとする町政全般、多岐にわたる制度でございますので、町内の経済対策として何が効果的であるかを考慮した上で、有効に活用していきたいと考えております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

ぜひ、いろんなこと、全般にわたるようなことで補助をしていただきたいと思います。ハウス農家にいろいろ聞きました。ハウスでたく重油がやっぱり20円から25円ぐらい値上がりしてあると、富田では中規模の農家ですけれども、20万円余り余分に要するというふうなことであります。これがずっと続いていったら大変だなと思うわけですので、ぜひそういった点について、調べて対応していただきたいというふうに思います。

これで、この項については終わります。

○議 長

以上で、原油値上がりの対応等についての質問は終わります。

次に、ジャンボタニシの被害と駆除についての質問を許可します。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

それでは、ジャンボタニシの被害と駆除についてお伺いをします。

5年ほど前でしたか、上富田町内で発生していたジャンボタニシについて、白浜町内にも発生しているのではないかというふうなことを思いまして、農林水産課の担当の方にお聞きしましたところ、そのようなことはないというふうなことでありました。しかし、最近、聞いたら、富田川左岸地域で、富田で発生しているというふうなことであります。上富田町へ以前見に行ったときにも卵を産んで用水路などに付着をさせて、それが水路で次の田んぼへ流れていったりするというふうなことでありました。

そのジャンボタニシの被害と駆除について、どのように取り組んでおられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町 長）

廣畑議員から、ジャンボタニシの被害と駆除についてご質問をいただきました。

日本国内におけるジャンボタニシの生息は、令和2年6月時点で31都道府県で確認されており、当町におけるジャンボタニシの被害は、1地区で確認しております。

ジャンボタニシは、稲を食害することから、生息地区が広がると米生産者をはじめとした農業関係者に悪影響を与える可能性が大いに懸念されます。

当町でも、この夏に農業関係者からジャンボタニシ被害に対する被害報告が寄せられ、紀南農協、農林水産課及び農業委員会の3者によりまして、被害防止に向けた取組を協議し、対策を行ってきたところです。

詳細につきましては、農林水産課長から答弁させていただきます。

○議長

番外 農林水産課長 古守君（登壇）

○番外（農林水産課長）

ジャンボタニシの被害につきましては、富田地区にて食害を確認しており、7月13日に農林水産課職員による現場調査の結果、同地区で17か所の田にて食害を、そしてその周辺の用水路にて生息を確認してございます。

そしてその対策としましては、8月11日にジャンボタニシ被害防止に向けた取組について、紀南農協、農林水産課及び農業委員会で対策会議を開催していただきまして、そこへ地元の農業委員にも入っていただき、協議を行ってございます。

その結果、ジャンボタニシの駆除については、最も効果があるとされている貝そのもの、そして卵塊の駆除、それから侵入防止柵の設置及び冬季の耕うんを継続して行う。それからまた、当初の水の管理、こういったことを生産者各自が必要な対策を講じることで、一定の効果が見込まれることが確認されました。そして、紀南農協、農林水産課、農業委員会の3者の連名によりまして、ジャンボタニシ被害防止のチラシを作成いたしまして、9月に富田区、それから平区でもそのようなお話がありましたので、平区の住民の方々に対し、各区の回覧板にて被害防止の方法などを周知したところです。

この効果としては、実際にそれを防除する薬とかも農協あたりにもあるというようなこともあるんですが、取りあえずはこういった適切な管理、耕地の適切な管理をすることによって、一定の効果があるということなので、取りあえずこの周知によりまして、住民の皆様にご対応いただくということで進めてございます。

今後にも必要に応じまして、被害が出てきたとか、また被害がたくさん、どうにもならなくなった、こういったことも想定されてまいりますので、その場合には、関係者と連携しながら、適切な対策を行っていきたいと考えてございますので、議員にも引き続きそのような情報がありましたら、お知らせいただくとともに、ご指導をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長

当局の答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

○議長 長

○3 番

最近、農業者がもちろん減ってきていますし、田んぼを、誰か大規模な農業をする人に、あるいは手伝ってあげるよというふうな人にトラクターで耕してもらうというふうなことがあります。だからではないんですが、やっぱりいろんなところへ行って耕作をする、そうした農業機械にもついてあるのと違うのかと。それは確かめてございせんが、そういうふうなことも言われていますので、やっぱり今、課長が答弁されたいろいろなことを想定しながら、広報をしていく。どういう状態がええのかというふうなこと、どういう対応がええのかというふうなことを、今被害に遭うてないところにも周知をしていただいて、対応していくというふうなことが大事なと。何でもそうだと思いますけども、物を作っていく、作物を作っていくというのは、やっぱり頻繁に現場へ行って作らなあかんねな、そういう被害を早く発見して対応していくということも大事だなというふうなことも思いましたので、ぜひこうした被害の対応をみんなで取り組んでいていただきたいというふうなことを述べまして、この質問を終わります。

○議 長

ジャンボタニシの被害と駆除についての質問は終わります。

以上をもって、廣畑君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 52 分 再開 10 時 58 分）

○議 長

再開します。

通告順6番、10番松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は、一問一答方式です。

通告質問時間は、40分でございます。

質問事項は、1つとして、ワンストップ窓口の推進について、2つとして、福祉・人権学習についてであります。

初めに、ワンストップ窓口の推進についての質問を許可します。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

ただいま、議長に許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を始めます。

ワンストップ窓口（総合窓口）とは、自治体での各種手続における窓口を1つに集約し、ワンストップで手続を完結する取組のことです。ワンストップ窓口の導入によって、住民の皆さんは転入や転出、お悔やみといった手続の際に、窓口を行き来する必要がなくなります。住民にとっては、ワンストップ（1つの窓口）だけで手続きが完結する分かりやすさなどから、満足度向上も期待されます。このような背景から、ワンストップ窓口は、窓口業務改善の取組として注目を集めております。

そこで当局にお伺いいたします。

死亡届の提出や年金の停止、福祉サービスの手続きや名義変更、戸籍謄・抄本の取得など、ご家族が亡くなったときに役場で行うべき手続は多岐にわたります。それらの作業をワンス

トップで受け付けてくれる「おくやみコーナー」や「ご遺族支援コーナー」を設置する地方自治体が急増しております。三重県鈴鹿市では、ご家族を亡くしたご遺族が行う手続を1か所で行える「おくやみコーナー」を市役所に設置されており、年金、保険などの手続を一括して行っております。利用者が予約すると、各種手続に必要な書類を担当課職員が準備し、ご遺族の負担軽減を図っています。

そこで、手続相談や手続の迅速化に対するニーズに対応して、窓口の一本化と「おくやみコーナー」の設置があらばと考えます。

このような住民サービスの向上としての取組を期待しますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、松田議員から、ワンストップ窓口の推進についてご質問をいただきました。

議員のおっしゃるように、ワンストップ窓口とは、行政の各種手続をする際に町民の窓口を1つにして、ワンストップで手続が完結する取組であり、来庁された方には、1つの窓口で各種手続が完了することから、行政手続の満足度も上がると期待されているところであります。

詳しい取組につきましては、担当課長から答弁させます。

○議 長

番 外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

現在、来庁される方への窓口の対応につきましては、各課、係への案内やご相談など、速やかに手続を終えられるように心がけて行っているところでございます。

窓口対応では、住民保健課内の手続で完結するものもございますが、届出内容によっては、各課にわたって行う手続もございます。例えば死亡届などを出された場合には、年金や健康保険、介護保険関係など各種手続が必要になる場合がございます。死亡届の提出は葬儀社など代理人が来庁されることが多いため、各種の手続は、後日落ち着いてからご遺族の方にお越しいただくようにご案内をさせてもらっているところであります。

死亡後の手続で窓口に来庁された際には、来庁された方が手続ごとに席を移動することがないように、住民保健課関係の手続と並行しまして、民生課や税務課とも連携を図りながら、担当職員が窓口に出向いて来て対応をしております。来庁者が極力庁内を移動することがないように努めているところでございます。

取組としましては、まだまだ不十分な部分もあるかもしれませんが、来庁される方の負担が少しでも軽減できるよう、住民サービスの向上に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10番

また、住民の皆さんに「おくやみハンドブック」の配布もあればと考えます。ご家族が亡くなった際の手続については、どこに相談に行けばいいのか分からない、手続に時間がかかってしまう、何回も書類を書くのが大変等の心配もあると思います。

「おくやみハンドブック」の配布での考えについて、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

松田議員がおっしゃるように、全国の自治体では、ご家族がお亡くなりになった場合に、ご遺族の方が行う様々な申請や届出が必要となる際の手助けとしまして「おくやみハンドブック」を作成されているところがございます。

白浜町では現在、「おくやみハンドブック」は作成しておりませんが、死亡届出後に必要になってくる国民年金や国民健康保険、後期高齢者医療保険などの主な手続や必要なものなどにつきまして記載しました「死亡届出後の手続について」というチラシを作成し、死亡届受理後にお渡ししているところでございます。具体的な手続につきましてはそれぞれに異なりますので、詳細等につきましては、担当係へお問い合わせいただくようになっております。

死亡届出以外の窓口での各種届出につきましても、必要な手続をご説明させていただき、これにつきましても少しでもご遺族の負担が軽減できるように取り組んでいるところであります。

「おくやみハンドブック」の作成につきましては、今後、調査、研究をしてみたいと思います。

以上です。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10番

「おくやみハンドブック」の実現に向けての前向きなご答弁をいただいたと思います。調査、研究を進めていただき、住民サービスの向上として進めていただきたいと願っております。

次に、福祉施策でのワンストップ相談支援体制の強化として、窓口集約で業務効率化と住民サービス向上を一体的に推進するため、児童、高齢者、障害者、社会的孤立・生活困窮者などの相談支援を行う複数の係が連携し、保健師、看護師、社会福祉士などの有資格者で構成した「福祉総合窓口」を導入している自治体もあります。各専門分野の連携としてワンストップ相談支援を実現することで、住民が相談しやすい環境が整備され、相談件数も増加し、住民サービスの向上につながっております。

当町におかれましても、相談窓口体制の向上として努力もされておりますが、民生課窓口として、高齢者福祉窓口が別棟内にあり、福祉窓口として住民の皆さんが利用する際の利便性としての課題等はないのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

ただいま議員より、民生課窓口についてのご質問をいただきました。

議員がおっしゃられておりました、児童、高齢者、障害者、社会的孤立・生活困窮者などの相談支援について、その多くが福祉係、介護保険係、地域包括支援センター、幼児対策室で構成されております民生課が担っております。その中の職員には、現在、保健師、看護師、社会福祉士などの有資格者が配置されております。

議員ご指摘のとおり、民生課内で介護保険係と地域包括支援センターが本庁内に、福祉係と幼児対策室が東別館にそれぞれ分かれておりますが、例えば、福祉係に介護保険に関する相談者が来られた場合には、介護保険係の職員が福祉係のある東別館に出向くといったような対応を取らせていただいております、できる限り相談者のご負担にならないよう努めているところでございます。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

ワンフロアに関連窓口部署を集約し、福祉総合窓口として一本化、集約を図るべきだと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

先ほど答弁させていただきましたとおり、福祉関連の窓口は民生課内に集約されており、ワンフロアとはいきませんが、近い距離には配置されており、連携ができております。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

福祉総合窓口として一本化を、今後もいろいろ検討しながらまたよろしくお願い申し上げます。

以前に一般質問でさせていただきました包括的な相談支援体制の構築としての重層的支援体制整備事業の本格的な実施として、ワンストップ相談支援の体制強化を図ることを期待しますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

重層的支援体制整備事業におけるワンストップ相談支援体制の趣旨は、必ずしも窓口を一本化することではなく、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するべく、縦割りの壁を低くし、それぞれが連携し支援を行うことにございます。

その趣旨に基づきますと、現在の民生課において、制度のはざまのニーズや複合的な課題を抱えた世帯等に対し、各係が連携し支援を行う体制は取れているものと考えてございます。

しかしながら、現状に満足するのではなく、重層的支援体制整備事業に関する国の動向に注視しながら、民生課内でも協議を重ね、今後も町民にとっての利便性の向上に努めてまいります。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○ 10 番

これからも住民サービスの向上として、各種申請手続や相談支援が完結できる総合窓口としての体制整備を、大変ではございますが、創意工夫しながら進めていただくことを提言させていただき、この項についての質問を終わります。

○ 議 長

以上で、ワンストップ窓口の推進についての質問は終わりました。

次に、福祉・人権学習についての質問を許可します。

○ 議 長

10 番 松田君（登壇）

○ 10 番

「ともに学び、ともに生きる」理念に基づき、全ての人々がこの社会の中で、誇りをもって、心豊かで幸せな生活を送ることにつながる「生きる力」を身につけていくきっかけとなるのが、福祉・人権学習であると思います。

そこで当局にお伺いします。

「第2次白浜町の教育に関する大綱」での基本方針として、豊かな心を育むまちづくり、個々が尊重される社会の形成として、地域における社会性と協調性を育むとともに、全ての人々の「個」が尊重され、誰もが分け隔てられることなく、それぞれの個性と能力が発揮され、ともに暮らしていくことができるまちづくりを進めていくことを示されております。

また、施策の体系として、人権に関する学習、啓発の推進、人権に関する活動の展開、男女共同参画社会の実現があります。

現在、白浜町内の公立小中学校での人権学習としてどのような取組をされているのか、当局の答弁を求めます。

○ 議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○ 議 長

番 外 教育長 豊田君

○ 番 外（教育長）

松田議員より福祉・人権学習についてのご質問をいただきました。ご答弁申し上げます。

人権学習としての取組につきましては、主に道徳教育の中で取り組んでいます。各教科とも関連させながら、自尊感情、人権感覚、コミュニケーション、参加参画について深く考えさせるようにしています。また、各学年の発達段階に応じて指導し、身近な生活の中で人権を尊重する意識を高めています。

具体例を申し上げますと、12月の人権週間に向けて全校集会を行い、自分と仲間を大切にすることの意味について考える時間を設定しています。人権週間には、人権作文発表会やいじめ防止標語発表会を行い、期間中に参観日を設け、親子で人権について学び、考える時間を設定している学校もあります。

また、優しい心を知るために、お互いに見つけたいいところを付箋に書いて貼るなど、感謝する心や自尊心を高める取組も進めるなど、日々の生活の中に自然な形で人権を大切に取る取組を行っています。

○ 議 長

10番 松田君（登壇）

○10番

最近では特に、国際的にも人権意識が高まっているため、子供たちにも人権に関する正しい知識や感覚、意識を持ってもらうことが何より大切であり、白浜町も目指している地域共生社会の構築としても大きな位置づけであると思います。

その中で、人権学習につながる福祉教育も重要であると考えます。

福祉教育は、全ての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく社会生活の中でともに支えあい、一人一人が生きる喜びを感じることができるよう、ともに生きる力を育むことを目標とした教育です。

小中学校の福祉体験学習などの福祉教育について、現在、どのような取組をされているのか、当局の答弁を求めます。

○議長

長

番 外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

福祉学習の各学校現在の取組についてのご質問にお答えします。

福祉学習につきましては、年度始まりには、特別支援学級担任と特別支援学級児童・生徒、交流学級担任が児童の特性について理解を深め、特別支援学級の理解学習を各学校で行っています。また、交流学級では、特別支援学級理解のための学級指導を行っています。

人はそれぞれ個性があり、得意、不得意があり、誰もが新しいことを知りたい、できることを増やしたいという願いを持って毎日学校に來ています。力いっぱい頑張って努力することが人間にとって一番大事なことです。頑張って努力し、運動や学習の力をつけていくことは、特別支援学級も交流学級も同じであるということを、学校内で共有しています。

また、各校で地域との交流も進めています。地域のお年寄りに暑中見舞いを出したり、年賀状作成に取り組んだりしている学校もあります。返事をいただいたものは学年で共有しています。文通のように、決まった相手とのやり取りもあり、確実につながりができていると思います。また、直接お会いして、高齢者の方とゲームなどを通じて交流する機会を持った学校もあります。校区に住んでいる職業調べや職場体験学習などの取組を含め、福祉の仕事について調べ学習を行う機会を持ち、介護福祉等についての理解を深めています。

「みんなちがって、みんないい」の言葉のように、多様性を認められる児童・生徒の育成に努めています。

○議長

長

10番 松田君（登壇）

○10番

番

福祉体験学習とは、他者との出会いとして、施設の利用者さん、職員さんとの出会いが待っており、出会いを大切に学習でもあります。

同じ地域で生活している人たちを知る活動として、障害のある人や高齢者等との交流などを通し、人間が出会いの中でお互いの理解を深めていくのが福祉学習です。

私も町内にある障害者支援施設の職員として働いていますが、以前は体験交流、体験学習として、町内の小中学校の生徒さんが施設を訪れ、施設の利用者さんや職員さんと一緒に日中活動などを体験する機会が多くあったように認識しております。また、施設の利用者さ

んも、生徒さんとの交流を大変楽しみにされてもいます。

そういった体験を通し、施設利用者さんのことを知ってもらい、障害者福祉等に従事する職員さんの仕事などを学べる場としても意義のある大切な出会いであったと考えますが、コロナ禍の影響も加わり、年々そういった交流の場が減少してきているように思われます。

自分の住んでいる地域には、どんな福祉事業所があり、どんな人がいるのか、直接会って人を知る、人間性を知る、そこで何をしているのか等を知る機会として、自分の目で見て感じ取る学びにつながり、障害を持たれた人等の理解も深まると考えます。

以上の内容での状況と考えについて、当局の答弁を求めます。

○議 長
番 外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

福祉体験学習においては、議員のおっしゃるとおり、施設の利用者の方や職員の方など多くの出会いがあり、その出会いを大切にすることにより、地域で生活している人たちを知る大切な学習であります。また、障害のある人や高齢者の方等との交流をしながら、お互いの理解を深めていくことが大変重要であると認識しております。

今年度は、白浜町社会福祉協議会によるデイサービス、ケアマネジメントサービス、在宅介護など、職種別の仕事についての出前授業を行っており、また体験学習として手話講座、高齢者疑似体験、車イス体験、認知症サポート養成講座等、感染症対策を徹底した上、小中学校で様々な体験活動を行っています。

ご質問の障害者の方々との交流に関しては、近隣にある施設の目的等について事前学習を行い、実際に施設を訪問し、様子やどのような生活をしているのかを実際に見学したり、共同作業を体験したりして学習を深める計画を各校で行っていましたが、これらについてはコロナ禍の中、実施を控えさせていただいています。実施できていましたら、そのつながりから、文化祭で施設在住者が作製した作品を展示させていただき、作品鑑賞を通じ、施設の方々との交流が行えたものと考えます。

例年、こういった交流を計画していますので、早く交流ができる状況下になってほしいと願っています。

体験を通して気づくこと、実感することがたくさんあります。昨年度は中止していた体験学習も、今年度は感染対策を徹底しながら、可能な範囲で行っています。今後も体験学習の場を大切にしていきたいと考えています。

○議 長
10番 松田君（登壇）

○10 番

コロナ禍でもあり、思ったように福祉体験交流を持つことは、感染配慮として困難な状況もあります。コロナ禍の状況化でも取り組める活動として、可能であるなら、リモートを活用するなどの新たな福祉体験プログラム等があればと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長
番 外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

福祉体験活動につきましては、マスク着用、手指消毒、換気等、感染予防策を講じて、で

きる範囲で最大限行ってきました。ただ、コロナ禍の状況で、高齢者施設の訪問や障害者の方々との交流はできていません。社会見学や授業においても、オンラインでの学習を進めていますので、福祉体験プログラムの取組につきましても、今後の課題とさせていただきたいと思います。

高齢者との交流体験では、児童・生徒は元気をたくさんプレゼントしようと出かけます。おじいさん、おばあさんが楽しんでくれている姿、別れ際に涙を流してくれる姿に触れ、たくさんの勇氣と感動をいただいて帰ってきます。

体験を通して、子供たちは普段学べない生きた学びを手に入れています。

今後も現状を見ながら、可能な限り、体験の場を児童・生徒に与えたいと考えています。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10番

障害者施設などは地域より孤立しているイメージもあり、開かれた施設として交流などを通し、周辺地域の方々の理解を深めていくことは、施設側の責任としても取り組んでいかなければならないことだと思います。

しかし、コロナ禍の影響もあり、今まで参加していた地域行事などは、中止や制限があったりと、そういった交流の場が少なくなっているように思われます。

その1つの交流として、学校の生徒さんとの福祉体験交流などがあります。生徒の皆さんに施設利用者さんのことを知ってもらえる本当によい機会でもあり、お互いの理解が深まり、世代が替わってもその理解は続くものだと考えます。コロナ禍でも創意工夫しながらお互いを知る機会を持てるようになればとの思いで、今回質問をさせていただきました。そういった現状であるということをご理解いただきたいと思います。と思っています。

福祉教育での振り返り学習について、出会いや体験を通して学んだことを、福祉に対する理解から行動につなげていくことが重要です。

福祉教育での振り返り学習についての取組として、どのようなことをされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

福祉学習後、感想を書く際、「自分にできることは何か」を中心に考えさせるようにしています。その中で、持続可能な取組ができるよう促し、価値づけを意識させるようにしています。

中学校の取組で、地域のお年寄りと生徒の話合い活動で、田辺保健所の手指消毒の講演を行いました。講演後、生徒は自分たちにできることを話し合い、手指消毒ポスター作りにチャレンジしました。地域企業とも協働し、制作したポスターは、各小学校、商業施設、空港などで掲示していただいています。

SDGsの17の目標にある「健康」「教育」「まちづくり」「パートナーシップ」に関わる活動となりました。SDGsの視点で学んだことの振り返りを行うことで、協働的な活動が生徒発信で創造できる機会となりました。

今後も、学んで終わり、体験して終わるのではなく、日々の生活の中で小さな一歩を踏み

出していける、持続可能な実践につなげていくよう考えたいと思います。

○議長 長

10番 松田君（登壇）

○10番

また、振り返り学習等を通して、生徒さんの福祉への関心や理解は進んでいるのか、当局の答弁を求めます。

○議長 長

番外 教育長 豊田君

○番外（教育長）

外部講師による授業や体験活動等を通して、児童生徒の福祉への関心、理解は高まっています。今後も福祉について学んだ見方、考え方を働かせながら、体験的な活動や実感を伴う学習を進め、児童生徒の共に生きる力を育み、地域の一員としての意識を育てていきたいと考えています。

○議長 長

10番 松田君（登壇）

○10番

福祉学習を通して、福祉への関心を持っていただき、将来福祉関係の仕事につなげられることも期待しております。

SDGsの目標としての基本的な考え方として、「誰一人取り残さない」、つまり人権尊重があり、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」とあります。人はそれぞれがかけがえのない存在であり、個性や可能性を持って生まれてきています。一人一人が人権を守る意識をもつことは、自分の人権のみでなく、ほかの人の人権も守ることにつながります。

SDGsの推進の中で、LGBTなどの性の多様性での人権についても大きくクローズアップされております。SDGsの理念である持続可能な社会の実現のためにも、こういった人権について学ぶ機会も必要かと考えます。

現在の取組状況やこれからの方向性について、当局の答弁を求めます。

○議長 長

番外 教育長 豊田君

○番外（教育長）

小学校では、保健の授業に関連させて、男女の性差や人権について理解を深めています。

白浜中学校では、道徳でセクシャルマイノリティーについて視聴覚教材を用いて取り扱いました。「多様な性について知った」「自分とは違う考え方を受け入れることが大切だと思った」等、理解を深められました。

富田中学校では、10月に、3年生女子生徒が、SDGsの目標「ジェンダー平等を実現しよう」の取組として、LGBTについての講演会を企画しました。

人権が保障される世の中はとても大事ではあるが、身近にも世界的にも課題が多いのが現状です。生徒自らが課題意識を持って取り組んだことには、大きな価値を感じます。

SDGsは全てがつながっており、その実現のために、多くの人、地域、国が一斉に行動する必要があり、17の目標全てを考えることはとても大切です。

生徒自身が興味、関心のあるところから始め、一人一人がその起点であることに気づけたら、世の中に影響を与えるアクションが起こせる可能性が出てきます。生徒にも世界を変革する起点になれるということに気づいてほしいと願っています。

人権学習を進めていく中で、男性や女性という価値観ではなく、人として大事なことは何かということを考えながら取り組むことが大切になります。それぞれの考えや思いを認め合える学校づくりと、悩みを持った児童・生徒が相談しやすい環境づくりを進めていきます。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10番

最後の質問です。

現在、市内の小中学校での生徒さんの中に、LGBTなどの性同一性障害等に該当する方の把握は人権配慮等もあり難しいと思いますが、多様性が尊重されるべき時代として、そういった生徒さんがおられると想定した配慮も、これからは必要ではないかと考えます。

提案として、動きやすさ、着やすさを重視し、防犯や防寒面を考えての導入、性の多様性に対応することを目的に、市内の中学校の制服にブレザー型標準服を加え、スラックスかスカートを选べる選択肢もあればと考えます。また、学校の制服に性別を強制されない動きとして、このような取組をされている自治体の広がりもございます。

以上の内容での考えについて、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番外（教育長）

性同一性障害に係る児童・生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合がありますので、個別の事案に応じ、児童・生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められます。

学校生活の各場面での支援につきましては、服装面では、自認する性別の制服や衣服について、体操着の着用を認めたり、トイレに関しては職員トイレや多目的トイレの利用を認めたりするなど、性同一性障害に係る児童・生徒への配慮と、ほかの児童・生徒への配慮との均衡を図りながら支援を進めることが重要となります。

教職員としては、悩みや不安を抱える児童・生徒のよき理解者となるよう努め、学級、ホームルームにおいて、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導、人権教育等を推進することが、児童・生徒に対する支援の土台となります。悩みや不安を聴く中で、その児童・生徒のために何が必要かを一緒になって考えていきたいと思っています。

市内の中学校の制服にブレザー型標準服を加え、スラックスかスカートを选べる選択肢があればとのご提案ですが、学校における通学用服の選定や見直しについては、学校長の権限において適切に判断すべき事柄でありますので、その選定見直しを行う場合には、保護者等学校関係者からの意見を十分聴いた上で決定することが望ましいと考えております。

教育委員会といたしましては、LGBTによる服装の指標等が示された場合には、学校と十分協議してまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○ 10 番

小中学校での福祉教育として、地域に根差した交流を行うことで障害者や高齢者などの理解やその取り巻く課題等を知ることができ、何よりも身近な人への思いやりの心を学ぶ機会にもつながります。

コロナ禍でもあり、福祉体験交流等の活動を実施するには、様々な配慮、工夫が必要ですが、当町としてもSDGsでの基本目標にある、「すべての人々の人権が尊重され、多様性を認め合う社会の実現」への要の1つとして、これからも福祉・人権教育等の推進を提言し、一般質問を終わります。

○ 議 長

福祉・人権学習についての質問は終わりました。

以上をもって、松田君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

(休憩 11 時 35 分 再開 12 時 58 分)

○ 議 長

再開します。

南議会運営委員長より報告をお願いします。

6 番 議会運営委員長 南君（登壇）

○ 6 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

当局から1件の追加議案の提出があり、お手元に配布しております。

この追加議案1件につきましては、一般質問の日程の後に本日の日程として追加し、議題とすることになりましたので、ご了承をお願いします。

○ 議 長

報告が終わりました。

当局から追加議案1件の提出がありました。

追加議案1件につきましては、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

お諮りします。

ただいま、当局から提出のありました議案第99号を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○ 議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号を日程に追加し、議題にすることに決定しました。

それでは、引き続き一般質問を行います。

通告順7番、14番水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は、一問一答方式です。

通告質問時間は、60分でございます。

質問事項は、1つとして、町の活性化について、2つとして、国内で頻発している地震について、3つとして、高齢者等の入浴支援についてであります。

初めに、町の活性化についての質問を許可します。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

それでは、最初に町の活性化についてお伺いします。

現況ではコロナ禍の影響で経済が低迷し、国内の厳しい経済状況や、先ごろ頻発している地震など天災も不安である。今、基幹産業である観光関連従事者のみならず、事業者は大変な危機感を持っています。

その経済対策支援では、事業所向けの国・県の施策や生活応援給付金が配付され、また子育て支援給付金も予算計上されています。これまでの緊急経済対策支援状況はどうであったのか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）（登壇）

水上議員から、緊急経済対策支援状況についてご質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染拡大は、一定の落ち着きが見られるものの、国内でも新たな変異株の感染が報告されるなど予断を許さない状況であり、経済面においても、さきの緊急事態宣言解除後、徐々に回復傾向にありながらも、我が町の基幹産業である観光業を中心に、各産業においてまだまだ厳しい状況にあると認識しています。

現在、町で取組を進めております経済対策支援の状況については、担当課長から答弁させていただきます。

○議 長

番 外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

緊急経済対策支援の現在の取組状況について、ご答弁申し上げます。

令和3年度の事業所支援策といたしまして、昨年度も実施いたしました事業継続推進補助金について、感染症対策の対象経費の範囲を消耗品等にも広げる形で、補助率4分の3、上限10万円の補助を行い、これまで202件、約1,870万円の交付決定を行っております。

また、町独自の新たな制度といたしまして、経営支援臨時給付金事業を創設いたしまして、事業収入が一定以上落ち込んだ事業者に対しまして、従業員数に応じて5万円から30万円を支給する事業を6月から実施をしております、11月末現在までの期間において、314件、2,000万円の交付決定を行っているところでございます。

また、消費喚起策といたしましては、昨年度に引き続きまして、宿泊割引クーポン発行事業を、新型コロナウイルス感染症の状況を慎重に見極めながら取組を進めているところでございます。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

次に、国・県の対策に上乗せ支援ができないかお尋ねします。

例えば県の「飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅱ期）」の給付決定を受けていることが条件で、和歌山市ではその要件はあるんですが、市からも上乗せ支援があり、住民の方から白浜町での対応について問合せがありましたので町の担当課に相談しましたが、ありませんとの回答でした。自治体独自の取組があると承知はしておりますが、まだコロナ禍の収束の見通しがつきません。町の考え方を伺います。

○議 長

番 外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

ただいま、水上議員より国・県の対策への上乗せ支援についてのご質問をいただきました。

議員からご提案のございました、和歌山市の事例における県の「飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅱ期）」への上乗せ支給につきましては、現在、当町においては実施しておりませんが、先ほどもご答弁申し上げました、町独自の制度である経営支援臨時給付金事業を新たに創設いたしました。この事業は、飲食、宿泊、サービス業のみならず、県の支援金事業では対象外となる第1次産業等も対象といたしまして、より多くの事業者の皆様に町の給付金事業を活用していただけるよう取り組んでまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響による地域経済への打撃は大きく、その対策等は今後も継続して実施していく必要があると考えてございますので、今後、国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の活用により、経済対策支援を検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

和歌山県の商工観光労働部観光局の報告書から、令和2年度の観光動態調査で、白浜温泉、椿温泉では宿泊客が約121万人で、対前年比60.3%、日帰り客が約116万人で、これも対前年比では80%となり、全体では、観光客数としては約237万人、対前年比約69%と報告されています。

全体で約30%の減で要因はコロナ禍ですが、宿泊客に比べて日帰り客の減少幅が小さかったのは、夏に海水浴場を開設し、感染リスクも、町と経済団体での浜の消毒や見守りの協力で守られました。月別で見ると、11月の28万8,000人が最多で、8月の27万6,000人、10月の27万1,000人で、国のGoToトラベルキャンペーンで11月の宿泊者数は昨年を僅かに上回ったと報告されています。

この報告では、日置川地域のデータは入っていないので、町の検証と今年の観光動態はどうであるのか、お尋ねします。

○議 長

番 外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

ただいま、水上議員から、昨年からの観光動態についてのご質問をいただきました。

日置川地域を含む白浜町内における令和2年の宿泊客数は約122万人、対前年比60.3%、日帰り客数は約130万人、対前年比81.1%、合計いたしまして約252万人、対前年比69.5%となり、特にインバウンドにつきましては1万2,540人、対前年比11.9%と大きく落ち込みました。国の施策であるGoToトラベルキャンペーンや、県、町が実施した宿泊キャンペーン等により、議員のおっしゃるように、夏以降、海水浴場の開設と併せまして徐々に回復に向かいましたが、年末に緊急事態宣言が再度発出される等、大変厳しい状況となりました。

今年に入ってから現在までの状況につきましても、9月30日の緊急事態宣言の解除まで、新型コロナウイルス感染症の影響は長引き、その後、徐々に経済回復の兆しも見え始めておりますが、新たな変異株の感染報告等、樂觀視できない状況が続いております。

今年の全体的な入込み客数につきましては、年度途中でありますので把握はできておりませんが、白浜温泉旅館協同組合からの宿泊客数の統計報告によりますと、本年1月から11月までの宿泊客数は約54万3,000人、対前年比98.6%と、昨年とほぼ同水準の状況となりましたが、コロナ禍前の令和元年同月までの宿泊客数約95万人と比較しますと57.2%となっており、まだまだコロナ禍前の水準には遠く及んでいないような状況でございます。

以上です。

○議長

14番 水上君（登壇）

○14番

年度途中でありますが、観光地として財政の見通し、そして、海、山、川の地域資源や地域の特性を生かした官民一体になってできる、思い切った施策を投じた新たなまちづくりを期待します。今後の町のランドデザインをお伺いしたいと思います。

○議長

番 外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

観光地としての財政見通しと今後のランドデザインについてご質問をいただきました。

まず観光地としての財政見通しとしましては、町では、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町民や町内事業者等を支援するため、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、様々な緊急経済対策を実施し、一定の成果があったと考えております。

今後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額されることが、11月26日に閣議決定され、年内には令和3年度補正予算が成立する見込みとなっております。制度の詳細や交付限度額につきましては、補正予算成立後に通知される予定となっておりますので、関係各課に事業計画の検討等を指示しているところであります。

次に、今後のランドデザインにつきましては、町の基幹産業である観光産業は、都市的な観光拠点としての魅力と、海、山、川の豊かな自然の中での体験・交流型の観光資源を併せ持っています。アフターコロナを見据え、このような特色を最大限に生かし、連携させる

ことにより、さらなる魅力、価値を創出し、全国的にも世界的にもアピールできるまちづくりを進めてまいります。

また、低迷が続けている農林水産業や商工業の振興とともに、新たな担い手の確保、育成による活性化が必要です。

さらに、本町においては、情報通信産業における企業誘致が進んでおり、全国的にも注目を集めていることから、県との連携による継続的な取組とともに、観光産業を中心とした多様な地域産業との連携を進めてまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

年度内の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正額が決定すれば、また地域独自の取組ができると、今説明がございました。これまでも実施された雇用、資金繰り、事業継続、水道料などの生活支援、困窮支援、税や経済対策事業、医療、感染予防、子育て支援など多岐にわたりますが、長引くコロナ禍で限られた国の補正であるが、町の施策として住民の暮らしに一日でも早く届くことを願います。

また、町のグランドデザインを伺いました。体験・交流型観光、資源の活用、アフターコロナのまちづくり、現在厳しい産業や企業誘致、観光と地域産業の連携推進などの答弁をいただきました。これはぜひともやっていただきたいんですが、町の方向性が聞けましたので、これまで緊縮予算とコロナ禍で大変町民も不安でしたし、町も大変だったかと思いますが、今後、具体的な施策の報告、提案を期待したいと思います。

これで活性化については終わります。

○議 長

以上で、町の活性化についての質問は終わりました。

次に、国内で頻発している地震についての質問を許可します。

○議 長

14番 水上君

○14 番

次に、国内で頻発している地震についてお伺いします。

3日に御坊市で震度5弱の地震がありました。震源地は紀伊水道で震源の深さは約20キロメートル、地震の規模はマグニチュード5.4と推定され、田辺市やその周辺、白浜町は震度4で、この日の朝、山梨県で震度5弱の地震があったばかりと報道されました。

気象庁は地震の規模が小さかったとして、南海トラフ巨大地震の発生する可能性が平常時より高まっているとは考えていないとの見解を示しましたが、巨大地震の発生の周期が100年から200年で繰り返して起きているという説もあり、77年前には12月7日に昭和東南海地震が起きています。そうすると、政府は、今後30年以内の発生確率を70％程度としてきましたが、80％に見直しております。またこの12月3日の大きな地震の後、揺れ戻しがないか大変数日不安でありました。

改めて東海・東南海・南海の3連動地震、南海トラフ巨大地震対策についてと、町の見解をお伺いします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま、水上議員より「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」対策についてご質問をいただきました。

今月3日に、紀伊水道を震源としたマグニチュード5.4の地震が発生し、本町においても震度4が観測されました。直ちに災害対策本部を設置し、情報収集などの対応を行なったところです。

南海トラフ巨大地震に関しましては、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震が、これまで想定されていなかったマグニチュード9クラスの巨大地震となったことから、「東海・東南海・南海地震」に加え、複数の大地震が連動して発生する「南海トラフ巨大地震」が懸念され、南海トラフ巨大地震対策特別措置法の制定とともに、現在、様々な対策が進められています。

町でも、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定図を県が平成25年3月に作成したことを受け、新たな津波ハザードマップを平成26年3月に作成し、沿岸部の各世帯に配布するなど啓発に努めてきたところです。

南海トラフ巨大地震による津波浸水想定域は、これまでの想定を上回り、より安全な避難対策が求められることから、町では、関係町内会とも協議を行いながら、平成29年3月に津波避難計画を策定し、どうしても津波が到達する時間までに逃げ切れない地域に対しましては、津波から安全・安心に避難できるよう、避難施設の整備を鋭意進めております。

「東海・東南海・南海地震」などマグニチュード8から9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は、70%から80%とされております。また、最大級とされる「南海トラフ巨大地震」につきましましては、東北地方太平洋沖地震をはるかに超える甚大な被害が想定されていることから、町といたしましても、継続して防災対策を進め、地域で開催される防災訓練への参加や防災学習会などを積極的に行うなど、ハード、ソフト両面から対策を進めてまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君

○14 番

3日に、日本列島で立て続けに起こった地震。午前6時37分に山梨県東部、富士五湖、午前9時28分に和歌山県紀伊水道でそれぞれ震度5弱の揺れが襲いました。関東と関西で起きた地震でも、南海トラフの前兆だと言う専門家もいます。原因は、日本列島全体がプレート力のせめぎ合いに翻弄されているためだそうで、南海トラフ巨大地震には、気象庁では関係ないと言い、専門家は予兆と発表があったり、どう捉えたらいいのか不安である。

町の危機管理の見解を伺います。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

12月3日に発生をいたしました今回の地震に関しましては、気象庁からは「南海トラフ

地震の発生する可能性が平常より高まっているとは考えていない」と発表されております。一方では、今後、活断層地震や海溝型地震の前兆である可能性を示唆するようなメディアの報道もございます。いずれにいたしましても、全国的にも地震が頻発しております。

また、昭和19年に発生した昭和東南海地震から77年が経過するなど、当地域におきましても、いつ大規模な地震が発生してもおかしくない状況にあるものと肝に銘じまして、引き続き様々な防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

14番 水上君

○14 番

南海トラフ沿いでマグニチュード8から9の大地震が発生した際には、3メートル以上の津波の発生する確率も公表しています。

3メートル以上の津波は、気象庁の大津波警報の発表基準にほぼ相当し、木造家屋が全壊、流失するほか、人が流されるなど深刻な被害が出るとされています。

和歌山県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋側沖合で発生する地震と、陸域の浅いところで発生する地震だと言われていますが、白浜町地域防災計画の検証見直し点や厳しい被害想定から、防災、減災、地震対策における現状と進捗の状況、これから優先しなければならない町の課題はどうなんでしょうか、お伺いいたします。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

先ほどの町長の答弁にもございましたように、津波避難計画に基づきまして、現在、津波避難困難地域における対策事業を、年次計画をもって実施しているところでございます。

今後もよりきめ細かな対策を講じていくため、各地区での避難経路の確認や見直し、また観光客の皆様に対する避難誘導灯や避難表示の設置など、これまで以上の取組を行っていきたいと考えております。

○議 長

14番 水上君

○14 番

今答弁いただきました津波避難困難地域ですが、対策事業の年次計画を立てているということで、その辺を説明していただけたらと思います。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

もう御存じかと思いますが、中地区、日置地区を中心とした避難タワーであるとか避難ビル、また、避難路の整備事業等を年次計画を立ててやっております。また今後につきましても、再度避難経路の見直しとか確認等をした上で、今後また必要に応じてハード事業を実施していきたいと考えております。

○議 長

14番 水上君

○ 1 4 番

これまでと今回の 1 2 月 3 日の地震から、町として、避難所、危険家屋の倒壊のおそれの確認、海、山、河川、道路敷、公共施設、トンネルなど、直近の調査ではどうであったのかお尋ねします。

○ 議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○ 番 外（地域防災課長）

町では、日頃より各課が管理する公共施設の点検を定期的に行うとともに、施設の劣化や損傷があった場合には、速やかに対処するよう取り組んでおります。

今回、地震の発生とともに災害対策本部を立ち上げまして、各課に対しまして、管理する施設及び町内の危険箇所状況を早急に確認し報告するようお願いしておりましたが、被害報告は特にございませんでした。

今後も、定期的な点検を行い、施設の安全性を高めてまいりたいと思っております。

以上です。

○ 議 長

1 4 番 水上君

○ 1 4 番

報告はなかった、早急な対処箇所はなかったかとお尋ねしたかったのですが、もうこれもないということで、次に最後に、先日、私はジオサイトの研究員の方に大地の成り立ちや、県の方には紀伊水道沖の地震について話を聞く機会がありました。

南海トラフ海域では、近い将来巨大地震の発生が懸念されているので、かねてから心配しているのがスロースリップですが、体感しない地殻のひずみの調査を近海の地底でもしているのかと尋ねますと、地震・津波観測監視システムが導入されていて、1944年と1946年には、熊野灘と紀伊水道沖から土佐沖にかけてそれぞれ東南海地震と南海地震が発生し、江戸時代の安政期にも同じように東南海地震と南海地震が発生した記録があり、このときには熊野灘から東海沖に破壊が広がったそうです。

現在、これら巨大地震の開始域である熊野灘と紀伊水道沖に海底観測網が展開されていて、この観測網の観測データは伝送されて、データ処理の上、即気象庁や海洋研究開発機構、大学などの各研究機関、防災科研や関係機関へ送信されて、緊急地震速報などとしても発信され、また、地震と津波の監視、緊急地震速報の改善、海域の地殻構造と地震映像、画像解明の基礎データとして活用されているそうです。

県は東日本大震災と紀伊半島大水害を教訓に、23の政策を掲げ、災害による犠牲者ゼロを目指して対策を進めるとあります。

白浜町でも以前には、経済団体や住民とのワークショップもたびたび開かれていました。巨大地震や天災への不安がある日々、防災意識醸成のために、常日頃から防災・減災対策が広く住民に周知されるようにさらに取り組んでいただきたいと提言して、終わります。

○ 議 長

以上で、国内で頻発している地震についての質問は終わりました。

次に、高齢者等の入浴支援についての質問を許可します。

○ 議 長

○14 番

次に、高齢者などの入浴支援について伺います。

高齢化社会と核家族化、一人世帯など、高齢であっても制度がよく分からず、介護認定を受けられない方や受けない方が今後も増えてくると考えられます。高齢化社会を取り巻く環境は、核家族化や、先ほど申し上げましたけど少子高齢化の進行とともに大きく変化し、人口減少社会を迎えています。

デイサービスセンターなどの通所介護事業所へ外出することによる運動機能の向上及び閉じこもり防止や他者との交流などによる「うつ」の防止及び認知機能改善の強化などに、デイサービスセンターなどの通所介護事業所における入浴の機会の提供を通じた介護予防を目的とした事業所が実施する体操などの運動機能向上プログラムや、口腔機能向上、栄養相談などをお試し利用することによる心身機能及び生活機能の向上、自宅などでの入浴困難者に対する入浴機会の提供による健康増進などにつなげることにより、介護予防を図ることを目的とし、要介護認定を受ける可能性が高い高齢者を対象に、白浜町ではこのような支援は実施されているのか、伺います。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

水上議員より、要介護認定を受ける可能性が高い高齢者への介護予防事業について、ご質問をいただきました。

通所介護サービスや総合事業の通所型サービスは、運動機能の向上や他者との交流による認知機能の強化など、心身機能、生活機能向上に有効なサービスであると考えます。

白浜町では、要介護、要支援認定のある方や総合事業対象者の方のみが、通所介護サービスや総合事業の通所型サービスを利用している状況です。

介護予防事業につきましては、高齢者に対する健康の保持増進を図るため、各種講座や教室等を実施しているところです。また、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域デイサロンとして、月3回、町内3会場で、運動・口腔機能向上や栄養改善、認知症予防など介護予防に関する知識の普及啓発に努めるとともに、地域での自主グループによる介護予防活動の支援を実施しているところです。

○議 長

14番 水上君

○14 番

他所での自治体での取組をご紹介します。

対象者は65歳以上で2次予防事業の対象者、または介護保険の要支援認定者もしくは介護予防、日常生活支援総合事業対象者で、かつ通所介護サービスを利用していない方、また自宅の入浴設備の不備、例えば自宅にお風呂がないとか、自宅にお風呂があっても入浴しづらい、足がだんだん上がらなくて浴槽が高くて入れないとか、入浴が困難な方への配慮が白浜町でも導入できたらいいと思いますが、いかがでしょうか。伺います。

○議 長

番 外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

自宅にお風呂があっても入浴しづらいなどにより、自宅での入浴が困難な状況の方の相談があった場合には、身体的にも生活する上での支障が生じてきていると思われるため、要介護、要支援認定の申請を勧め、介護サービスの利用につなげている状況です。

また、白浜町では、町内に公衆浴場があり、65歳以上の方については優待制度があり、自宅に風呂がない方でも利用できる施設が充実しております。

今後も、高齢者の方がいつまでも健やかに暮らし続けられるまちづくりを目指し、取組等を行っている自治体の事例を参考に、調査、研究してまいりたいと考えています。

○議 長

14番 水上君

○14 番

それでは、次に、温泉のある白浜町では、健康増進、疾病予防などを図るためもあり、住民の方で公衆浴場での温泉入浴を毎日の日課にされている方も多いです。また、ご紹介のあった65歳以上の方には、公衆浴場が優待届を出せば公衆浴場を100円で利用できる町の対応もあるので、利用者からは、ありがたいという声を聞きます。

数年前に、民生課の国保プログラムではまゆう病院の医師による講座や、温泉活用と効能で疾病予防や国保の歳出減につながる講座を受けたことがあります。ときどき公衆浴場を利用しますが温泉の効能で健康増進につながっていると実感しています。

最後に、温泉の町の健康増進、疾病予防について、改めてもっと広報していただけたらと思います。いかがでしょうか、考えを伺います。

○議 長

番 外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

ただいま、水上議員から、健康増進に関連する広報のお知らせについて、ご質問をいただきました。

水上議員がおっしゃる温泉を活用した健康事業につきましては、国の補助事業を受けて平成14年度から平成16年度の3か年においてモニターを募集して、温泉入浴、ウォーキング、栄養指導、健康講座などの事業を実施したものでございます。

温泉入浴の効果としまして、医療費の抑制に直接的に結びついたかどうかは判断しにくいものの、健康づくりのきっかけや、健康意識の向上につながったものと考えます。

現在は、温泉を活用した健康事業は行ってはおりませんが、健康づくり支援事業や介護予防事業など、総合的な健康増進や疾病予防についての取組を行ってございます。

近年、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業の縮小や中止がやむを得ない状況ではございますが、町民の皆様に広報等で健康増進につながる事業等につきまして、引き続き情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君

○14 番

温泉の活用、そして高齢者の入浴支援について、最後お伺いしました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議 長

高齢者等の入浴支援についての質問は終わりました。

以上をもって、水上君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 13 時 34 分 再開 13 時 45 分)

○議 長

再開します。

通告順8番、12番長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は、一問一答方式です。

通告質問時間は、60分でございます。

質問事項は、1つとして、はまゆう病院への通院等の支援策について、2つとして、集会所の維持管理等についてであります。

初めに、はまゆう病院への通院等の支援策についての質問を許可します。

○議 長

12番 長野君

○12 番

すみません、マスクを外させていただきます。その前に、通告では「はまゆう病院への通院等の支援策について」通告しておりましたが、「白浜はまゆう病院への通院等の支援策について」と「白浜」を追加したいのですが、議長、よろしいでしょうか。

○議 長

どうぞ。

○12 番

ありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。

さきの9月議会で公共交通とは別の交通手段の支援策について、質問をさせていただきました。その結果、町内の高齢者の皆さんがタクシーを利用する際の費用を助成する事業を来年度から始める予定だと説明を受けました。試験導入の側面もあるとしており、利用状況を踏まえて内容を発展させていくとのことでありました。

交通弱者の方の支援策として、一歩前進したのではないかと思います。

そして、今回は以前から何回か質問をさせていただいております、白浜はまゆう病院への通院等の支援策についてお伺いいたします。

平成28年9月から、白浜地域を対象として、公共交通が不便で通院困難な方などを対象に、予約制で患者自宅からの送迎サービスを開始しております。また、白浜はまゆう病院と西富田クリニック間のシャトルバスも運行しております。

私が住んでいます椿地区、あるいは富田地域の皆さんは公共交通が不便であり、また、バス停まで行くのが困難な方、家族等による送迎が困難な方が多く住んでおります。

先ほど申しましたが、どの地域でも通院としての交通手段がなく、交通の確保ができない多くの町民の皆さんがおります。多くの町民の皆さんの声、多くの町民の皆さんの願いをど

のように考えているのか。

令和2年第4回の定例会の答弁では、「町として様々な課題があるが、送迎サービスの充実など実現可能な施策を講じ、支援できればと考えております」との答弁でありましたが、通院等交通手段の支援策について、白浜はまゆう病院と協議をするとのことでありましたが、どのような協議をされているのか、当局の答弁をお伺いいたします。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、長野議員から、白浜はまゆう病院への通院等の支援策についてのご質問をいただきました。

病院への通院等については、以前から議会の一般質問をいただけてきており、また富田区長会からも要望をいただいているところであります。

現在、西富田クリニックと白浜はまゆう病院間でのシャトルバスの運行と通院送迎サービス運行をしているところでありますが、数年前から、富田地域での運行拡充について白浜はまゆう病院で検討をしているということでございますけれども、実現には至っていないところであります。

病院への送迎サービスの拡充につきましては、永年の課題でもあり、運行範囲や利用形態、また送迎サービスに係る費用等などの検討を進め、白浜はまゆう病院だけでなく町といたしましても、定期的に送迎サービスの実現に向けた協議をしながら、例えば、なるべく早く運行範囲など試験的運行から始めて、住民のニーズに応じていけるように、送迎サービスが早期に実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

1 2 番 長野君

○1 2 番

町民の皆さんが本当に待ち望んでおります。運行範囲など試験的運行から始めて、住民のニーズに応じていけるよう、実現に向けて早急に取り組んでいただきたいと思います。

これで、白浜はまゆう病院への通院等の支援策についての質問を終わります。

○議 長

以上で、白浜はまゆう病院への通院等の支援策についての質問は終わりました。

次に、集会所の維持管理等についての質問を許可します。

○議 長

1 2 番 長野君

○1 2 番

続きまして質問事項2、集会所の維持管理等についてお伺いします。

町内には、町内会や区などが利用している集会所等があると思いますが、その維持管理等の状況についてお伺いをいたします。

その1点目、現在、白浜町には何棟の集会所があるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長
番 外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま長野議員よりご質問いただきました集会所等についてお答えさせていただきます。
白浜町会館及び集会所条例に規定する16棟となっているところです。よろしく願います。

○議 長
番 外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

建設課におきましては、町営住宅条例に規定する、阪田団地、西越団地、安宅第一団地ということで3棟ございます。

○議 長
12番 長野君

○12番

次に2点目、集会所の維持管理はどのように行っているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長
番 外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

集会所等の維持管理については、指定管理を行っている施設については、指定管理の際の協定に基づき、指定管理者となっている地元自治会において実施していただいています。

ただし、改修または大規模な修繕を必要とする場合については、協議により費用分担等を決定しているところであります。

次に指定管理を行っていない施設については、当町において維持管理を行っています。

以上です。

○議 長
番 外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

建設課の3棟につきましては、建物の維持管理は建設課で行ってございますが、各団地の自治会活動の拠点となっているため、日常的な維持管理等は各自治会でお願いしてございます。

以上です。

○議 長
番 外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

日置川事務所においては、総務課長答弁にあった16棟のうち所管の6棟についてご説明します。

集会所の維持管理につきましては、総務課同様、指定管理を行っている施設につきましては、指定管理の際の協定に基づき、指定管理者となっている地元自治会において実施していただいております。

ただし、改修または大規模な修繕を必要とする場合については、協議により費用分担等を決定することとしてございます。

次に、指定管理を行っていない施設につきましては、当町において維持管理を行っているところでございます。

○議 長

1 2 番 長野君

○1 2 番

次に、3点目、それぞれの内訳と、どのような違いから分けているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

基本的には、各町内会及び区の活動の拠点となり得る集会所等は、地元自治会において運用を図るほうが集会所としての目的をより効果的に達成することができるとの考えから、指定管理者制度を活用し、施設の維持管理を行っていただいています。

また、こうすることで、地域等の活力を積極的に活用いただきながら施設の維持管理を良好に行うことができ、結果的に経費の節減にもつながっているものと考えています。

次に、牟婁の湯会館及び白良湯集会所については、公衆浴場を併設した施設となっていますので、ほかの集会所とは同じようにできない部分がありますので、違いとしては施設ごとの状況により分けさせていただいているところです。

以上です。

○議 長

番 外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

建設課所管のものにおきましては、町営住宅に付随する施設との位置づけのため、指定管理制度にはそぐわないとの判断をしておりますので、私ども建設課のほうで管理してまいります。

以上です。

○議 長

番 外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

総務課同様でございますが、基本的には、各町内会及び区の活動の拠点となり得る集会所等につきましては、地元自治会において運用を図るほうが集会所としての目的をより効果的に達成することができるとの考えから、指定管理者制度を活用し、施設の維持管理を行っているところでございます。

○議 長

1 2 番 長野君

○1 2 番

次に、4点目、各集会所の光熱水費や火災保険等について支払いに違いはあるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

各集会所の光熱水費や火災保険等は、指定管理の際の協定に基づき、維持管理に要する費用として、光熱水費は指定管理者である地元自治会においてご負担いただいています。

ただし、火災保険料は、これも協定に基づく取扱いとなりますが、町において加入することとなっていますので、保険料については町で負担しているところです。

また、牟婁の湯会館及び白良湯集会所については、指定管理をしていませんので、費用の全てを当町において負担しています。

以上です。

○議 長

番 外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

建設課所管の集会所につきましては、火災保険は町のほうで加入してございます。光熱水費につきましては、各自治会におきましてご負担いただいているところでございます。

○議 長

番 外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

日置川事務所所管の集会所につきましても、各集会所の光熱水費や火災保険につきましては、指定管理の際の協定に基づき、維持管理に要する費用として光熱水費は指定管理者である地元自治会においてご負担いただいているところです。

ただし火災保険料につきましては、これも協定に基づく取扱いとなりますが、町において加入することとなっておりますので、保険料につきましては町で負担するところでございます。

日置川事務所所管の、管理の集会所は、光熱水費等を町で負担するものですが、なお、水道料、火災保険料も町で負担し、電気代につきましては、地元区でご負担いただいている一部のところもあります。

今後、いま一度過去の経緯等を調査、研究し、また議会のほうに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

1 2 番 長野君

○ 1 2 番

次に、5点目、平成18年に新白浜町が誕生し、早いもので15年がたちました。

旧白浜町、旧日置川町のそれぞれの歴史を土台とし、現在の白浜町があります。

今回の件においても当時の経過等がきちんと継承されなかった結果、長期にわたり施設管理が行われていない状況もあると思います。

過去の歴史や経緯等を知る職員の多くが退職され、新しい職員の方が大半を占めていくことと思いますが、自治体であれ、企業であれ、歴史やその背景などを後世にきちんと継承していくことは大変難しいことではありますが、今後ますます重要案件が増していくと思いますので、その点について町長にお伺いをいたします。

○議 長
番 外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

長野議員ご質問のとおり、我々が行っている行政事務等は、それぞれの成り立ちや時代背景、地域特性も含めて継続的に行っているもので、その継承は大変重要なものと理解しております。今後の行政運営においても大変重要であること、また、同時に、大変難しいことであると認識しておりますので、これからも自治体としまして歴史やその背景などを後世にきちんと継承していけるように取り組みたいと考えております。

議員におかれましても、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長
1 2 番 長野君

○1 2 番

今後、適正な維持管理に努めていただきたいと思います。

早いですけれども、これで質問を終わります。

○議 長
集会所の維持管理等についての質問は終わりました。
以上をもって、長野君の一般質問を終わります。
それでは、これをもって一般質問を終結します。

（２）追加日程第２ 議案第９９号 令和３年度白浜町一般会計補正予算（第８号）議定について

○議 長

次に審議を行います。

追加日程第２ 議案第９９号 令和３年度白浜町一般会計補正予算（第８号）議定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案第９９号 令和３年度白浜町一般会計補正予算（第８号）議定については、既定の歳入歳出予算の総額に１億３，３５０万円を追加し、歳入歳出予算総額を１３３億９，４０５万５，０００円と定めました。

今回の補正につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業につきまして、１２月７日の今定例会初日に、令和３年度一般会計補正予算（第６号）として議決いただき、年内給付に向け作業に取り組んでいるところですが、今般の国の方針、及び近隣市町の状況も鑑み、白浜町といたしましても、５万円を上乗せ追加し、現金１０万円の一括給付といたしたく、今回追加上乗せ分を上程させていただいたものであります。

詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 総務課長 愛須君（登壇）

○番 外（総務課長）

議案第99号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第8号）議定について、議案書（P.55）に基づき、説明した。

○議 長

以上で、補足説明が終わりました。

お諮りします。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は12月21日火曜日午前10時に開会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

議長 西尾 智朗は、14時07分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員